

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社関電工	東京都港区芝浦4-8-33
日本電設工業株式会社	東京都台東区池之端1-2-23
川北電気工業株式会社	愛知県名古屋市中区栄4-6-25
株式会社弘電社	東京都中央区銀座5-11-10
住友電設株式会社	大阪府大阪市西区阿波座2-1-4

2. 指名停止措置期間

株式会社関電工	平成26年3月5日～平成26年9月4日（6ヶ月）
日本電設工業株式会社	平成26年3月5日～平成26年7月4日（4ヶ月）
川北電気工業株式会社	平成26年3月5日～平成26年5月4日（2ヶ月）
株式会社弘電社	平成26年3月5日～平成26年5月4日（2ヶ月）
住友電設株式会社	平成26年3月5日～平成26年4月4日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

当該事業者は、東京電力株式会社が発注する特定架空送電工事及び特定地中送電ケーブル工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成25年12月20日、公正取引委員会から認定された。このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）の条項に該当し、契約相手方として不相当であると認められるとして、中部森林管理局より、1ヶ月から6ヶ月の指名停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については1ヶ月から6ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問 い 合 わ せ 先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経 理 課 長 三 上 均 電 話 018-836-2070